

# 南園土木会会則

## 第一章 総 則

- 第1条 本会は、南園土木会と称する。  
第2条 本会は、各職場などに支部を置くことができる。

## 第二章 目的および事業

- 第3条 本会は、会員相互の親睦を図り教養を高め、産業および文化向上の発展に尽くすとともに南園会活動を支援することを目的とする。  
第4条 本会は、その目的を達成するため次の事業を行う。  
1. 南園会との連携および母校との交流  
2. 会員名簿および会誌の発行  
3. 講習会研究会等の開催  
4. その他必要と認める事業

## 第三章 会 員

- 第5条 本会の会員は、熊本県立熊本農業高等学校 農業土木科卒業生によって構成する。  
第6条 母校関係職員は、賛助会員として加わることができる。

## 第四章 役 員

- 第7条 本会に次の役員をおく。  
会長：1名、副会長：若干名、会計：1名、監査：2名、事務局長：1名とする。  
第8条 会長は、会務を総理し本会を代表する。  
第9条 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する。  
第10条 幹事は、役員会を構成し会務を審議する。  
第11条 会計は、会員中より会長が委嘱し会務会計を掌る。  
第12条 監査および事務局長は、会員中より会長が委嘱し会務を掌る。なお、事務局長は会計と兼務することができる。  
第13条 会長、副会長は総会において会員より選出する。  
第14条 幹事は、各支部（職場）の会員中より会長が委嘱した若干名がこれにあたる。  
第15条 監査は、本会の会計を監査し、監査の結果を総会に報告しなければならない。  
第16条 役員員の任期は2ヶ年とする。但し再任を妨げない。

## 第五章 会 議

- 第17条 会議は総会および役員会の2種とする。  
第18条 総会は原則として隔年開くものとする。  
第19条 役員会は、本会運営の企画、予算案、決算、その他重要会務につき審議する。  
第20条 会議は、すべて会長が主宰する。

## 第六章 会 費

- 第21条 本会の会費は、総会時に一括会計に払込むものとし、その額については役員会において決定した額とする。

## 第七章 会 計

- 第22条 本会の会計年度は、総会の日から次期総会開催日前日までとする。  
第23条 本会の経費は、会費および寄付金ならびに広告料、その他をもってこれにあたる。  
第24条 本会の資産は、会長が管理しなければならない。

第八章 支 部

第25条 第2条による各支部は、支部名、会員名、事務所、支部長を定め、会長に連絡するものとする。

第26条 支部の細則は、各支部において作成する。

第27条 支部は、会員の移動等について会長に連絡するものとする。

附 則

本会則は、昭和42年 1月より施行する。

本会則は、昭和48年11月より施行する。

本会則は、平成10年 9月より施行する。

本会則は、平成12年 9月より施行する。

本会則は、平成18年 9月より施行する。